

令和7年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨  
スカラシップ入試（早期卒業・開放型選抜） 憲法

**【出題趣旨】**

三菱樹脂事件最高裁判決（最大判昭48年12月12日、民集27巻11号1536頁）を踏まえて、私人間効力について考える問題である。問1では、私人間効力の学説である無適用説、間接適用説を中心に、私人間効力を説明することを求めている。問2では、間接適用説の立場から、三菱樹脂事件最高裁判決を考えるとどのようになるか、原告、反論、私見の立場から答えてほしい。

**【採点基準】**

- ・私人間効力についての理解が正確か。
- ・私人間効力の学説についての理解が正確か。
- ・三菱樹脂事件についての理解が正確か。
- ・以上の論点について、問題の事実を抽出・評価しながら論じることができるか。

以上

令和7年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨  
スカラシップ入試（早期卒業・開放型選抜）刑法

【出題趣旨】

問1は主として刑法総論、問2は主として刑法各論に関する具体的事例の解決を求めること  
によって、法科大学院で学修を継続しうる水準の知識、法的思考能力、文書記述能力をみる  
趣旨である。いずれについても正確な基礎知識に基づく体系的・論理的な記述が求められる。

【採点基準】

※（ ）内の数字は、配点（50点満点）である。

第1 問1：実行の着手（25）

- 1 住居侵入罪（130条前段）（3／25）
- 2 現住建造物等放火罪（108条）（4／25）  
放火行為の意義
- 3 実行の着手（43条）（8／25）  
「実行の着手」の意義と判断基準
- 4 事例における実行の着手の判断（8／25）  
3で示した実行の着手の判断方法に従った判断過程の記述  
3で示した実行の着手の判断方法に従った事実の摘示
- 5 罪数（2／25）  
住居侵入罪と現住建造物放火罪とは牽連犯（54条1項後段）の関係にある。

第2 問2：詐欺罪（246条1項）（20）

- 1 詐欺罪の成立要件（5／25）  
基本的な解釈論を説明すること。
- 2 問題点の指摘とこれに関する解釈論（10／25）  
相当対価と引き換えの交付であること  
これとの関連で、欺罔行為、錯誤、財産的損害について説明すること。  
（判例は、交付の判断の基礎となる重要な事項を偽った結果、「欺罔されなければ交付  
しなかった」といえる場合は、詐欺罪の成立を認める。）
- 3 事例に関する判断（5／25）  
判断に関係する事実の摘示  
2で示した解釈論に従った判断過程の記述

第3 総合評価（5）

上記以外の加点・減点要素を考慮する。

加点例：全体としての構成の巧みさ、論理的に一貫した論述の完成度

減点例：知識や事実認識の明らかな誤り、規範とあてはめとの矛盾や推論の不整合

以上

令和7年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨  
スカラシップ入試（早期卒業・開放型選抜）刑事訴訟法

**【出題趣旨】**

警察官が、既に発生した侵入強盗事件の犯人特定のために、被疑者等の容貌をビデオ撮影したという捜査の適法性を問うことにより、強制処分法定主義の意義、強制捜査と任意捜査の区別、写真撮影の法的性質と適法性の判断基準などについて、基本的知識の有無と具体的事案に対する応用力を試すものである。

**【採点基準】**

- ・強制処分とは何か、また、なぜそのように考えるか。
- ・任意処分の場合、当然に適法になるか、それとも一定の要件が必要か。
- ・各ビデオ撮影の法的性質は何か。また、適法性の判断基準は何か。
- ・本問の各ビデオ撮影は適法か。甲と乙とで違いはあるか、あるとすればどこが違うか。

以上